

# あかるいみらい



年 組

名前

## はじめに…

「子どもの権利」って聞いたことがありますか？  
 「権利」とは、みんなが安心して楽しく生きていくために、必ず守ってもらえるものです。例えば、学校で勉強する権利、安全に遊ぶ権利、自分の考えを話す権利などがあります。  
 松本市には、「松本市子どもの権利に関する条例」という特別なルールがあります。これは、みんなの「権利」を大人たちが守ると約束した大切な決まりなんです。

## 松本市では次の4つの子どもの権利を大切にしています

- 1 主体的に成長できる権利
- 2 安心して生きる権利
- 3 自分らしく生きる権利
- 4 社会に参加する権利

毎年11月20日は、「松本子どもの権利の日」

この世界に生まれてきたときから、あなたはかけがえのない大切な存在です。もし、あなたの「権利」が大切にされていないと思ったら、まわりの大人や友達、「こころの鈴」にお話ししてみましょう。



## 「こころの鈴」(相談室)

あなたが悲しい気持ちになったとき、困ったとき、だれかに話を聞いてほしいときは、「こころの鈴」に相談してください。

●いつ？ 月～木・土曜日 午後1時～午後6時  
 金曜日 午後1時～午後8時

●どうやって？

電話 0120-200-195 (無料)  
 メール kodomo-s@city.matsumoto.lg.jp  
 会いに行く 松本市役所大手事務所 2階

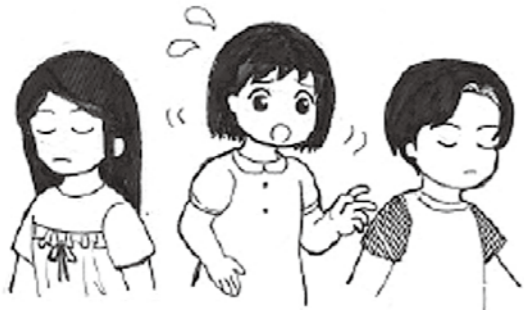


令和7年度 子どもの権利学習パンフレット「あかるいみらい」 ステップ2  
 令和7年10月発行

発行 松本市・松本市教育委員会  
 編集 松本市こども若者部こども育成課・松本市教育委員会教育政策課教育研修センター  
 問い合わせ 松本市こども若者部こども育成課 こども政策担当  
 住所：〒390-8620 松本市丸の内3-7  
 電話：0263-34-3291 ファックス：0263-34-3309

※ このパンフレットの名前「あかるいみらい」は、市内の子どもたちが考えてくれました。

# こんなときどう思いますか？



なかよ  
仲良くしたいのに…  
むし  
無視される・あいて  
相手にしてもらえない



わからないことがあるのに…  
おし  
教えてもらえない



かんが  
考えがあっても…  
じゆう  
自由に言えない



やりたいことがあっても…  
自由にやらせてもらえない

けんり  
権利がまも  
守られないと、みんなが元気にくらすことができなくなってしま  
います。

## かんが 考えてみましょう

じゆぎょうちゆう  
「授業中でも、あそびたいからあそぶ」  
けんり  
権利はあるのでしょうか。



## かんが 自分で考えたこと



## かんが みんなの考えたこと

# まつもと市 松本市が大切にしている4つの子どもの権利について考えてみよう

生活の中で、当てはまるものを✓しましょう

## 1 主体的に生きる権利

- 自分の興味に合わせてやりたいことを選ぶことができる
- 誰とあそぶか、どんな遊びをするか、  
休み時間をどう過ごすか、自分で決めることができる
- クラスの中でやりたい係を選ぶことができる



## 2 安心して生きる権利

- 「悲しい」「怒っている」「困っている」という気持ちを、先生や友だちに伝えられる
- 体調が悪くなったとき、保健室の先生に診てもらえたり、病院に行けたりする
- いじめられることなく過ごせる
- 毎日ご飯を食べて、お風呂に入って、寝ることができる

## 3 自分らしく生きる権利

- 自分の好きな色を使ったり、思い浮かんだものを自由に描いたりできる
- 好きなスポーツや、習い事を楽しむ。
- 自分の気持ちや考えを大切に、自分らしく過ごせる

## 4 社会に参加する権利

- 地区の行事に参加する
- 委員会活動に参加する
- クラスの話し合いで、意見を言う



【みんなの大切な権利です。✓はいくつあるかな?】